

総

務





# 総務

## 1 市 庁 舎

<p>(1) 本庁舎</p> <p>所在地 一宮町一丁目5番1号 ☎65-1234</p> <p>沿革 昭和12年11月開庁（旧新居浜町役場庁舎使用） 昭和19年5月庁舎開庁 昭和25年11月火災により焼失 昭和27年4月庁舎開庁 昭和27年10月議事堂開設 昭和41年度から庁舎建設基金設置、 具体的検討に着手 昭和48年議会に庁舎建設特別委員会を設置 昭和53年7月庁舎建設着工 昭和55年1月31日庁舎完成 昭和55年3月3日開庁</p>	<p>敷地面積 1万8,321.71㎡</p> <p>構造 鉄骨鉄筋コンクリート造地下1階・地上6階・塔屋2階、鉄筋コンクリート造2階建</p> <p>建築面積 3,607.48㎡</p> <p>延床面積 1万5,235.94㎡</p> <p>建物の高さ 36.4m</p> <p>駐車場 収容台数 200台</p> <p>建設事業費 30億1,000万円（建設費27億5,000万円、一部用地取得費2億6,000万円）</p>
--	--

(2) 支所庁舎

区分	上部支所	川東支所	別子山支所
所在地	喜光地町一丁目5番9号 ☎43-6101	松神子一丁目8番20号 ☎46-1180	別子山甲482番地の3 ☎64-2011
敷地面積	1,633.05㎡	1,550.40㎡	1,808.75㎡
構造	鉄筋コンクリート造 2階建	鉄筋コンクリート造 2階建	鉄筋コンクリート造 2階建
延床面積	(992.28㎡の内) 305.50㎡使用	(624.23㎡の内) 101.37㎡使用	581.96㎡
建築年月日	昭和55年3月29日（新築）	昭和54年3月25日（新築） 昭和61年2月12日（増築）	昭和35年（別子小学校弟地分校として新築、昭和41年から別子山村役場として使用） 昭和57年、昭和63年、平成3年（増築）
建設事業費	建設費 1億4,333万円 一部用地取得費 3,404万円	建設費 6,076万円 —	建設費 1億4,965万円 —

(3) 本庁舎案内図

		機 械 室									
		議 場 傍 聴 席									
6階 (議事堂)	<ul style="list-style-type: none"> <li>議事事務局</li> <li>議事録室</li> <li>議会図書室</li> <li>議会資料室</li> <li>議員応接室1・2</li> <li>議員控室</li> <li>正副議長応接室</li> <li>正副議長室</li> <li>協議員全員室</li> <li>委員会室</li> <li>第1、2、3、4</li> <li>議場</li> </ul>										
5階	<ul style="list-style-type: none"> <li>企画政策課</li> <li>選挙管理委員会</li> <li>事務局</li> <li>農業委員会</li> <li>事務局</li> <li>監査委員</li> <li>監査委員室</li> <li>教育長室</li> <li>学校教育課</li> <li>社会教育課</li> <li>スポーツ文化課</li> <li>事務局</li> <li>教育委員会</li> <li>市人権擁護課</li> </ul>										
4階	<ul style="list-style-type: none"> <li>建築指導課</li> <li>建築住宅課</li> <li>用地課</li> <li>道路課</li> <li>都市計画課</li> <li>建設部</li> <li>土地開発公社</li> <li>面談コーナー</li> <li>下水道建設課</li> <li>下水道管理課</li> <li>環境部</li> <li>運輸観光課</li> <li>産業振興課</li> <li>農林水産課</li> <li>農地整備課</li> <li>經濟部</li> </ul>										
3階	<ul style="list-style-type: none"> <li>記者クラブ</li> <li>別子銅山文化遺産課</li> <li>財政政策課</li> <li>総合政策課</li> <li>秘書広報課</li> <li>企画部</li> <li>副市長室</li> <li>市長室</li> <li>行政資料室</li> <li>すてっぷ</li> <li>防災安全課</li> <li>市民部</li> <li>総務課</li> <li>総務部</li> <li>総務課</li> <li>総務部</li> <li>入札室</li> <li>契約課</li> <li>総務部</li> </ul>										
2階	<ul style="list-style-type: none"> <li>債権管理対策室</li> <li>資産税課</li> <li>市民税課</li> <li>収入税課</li> <li>管財課</li> <li>総務部</li> <li>地域包括支援センター</li> <li>福祉部</li> <li>参与室</li> <li>消費生活センター</li> <li>市民相談コーナー</li> <li>面談コーナー</li> <li>法務局窓口</li> <li>男女共同参画課</li> <li>市民活動推進課</li> <li>市民部</li> <li>環境保全課</li> <li>ごみ減量課</li> <li>環境部</li> <li>環境部</li> <li>総合文化施設準備室</li> <li>国体推進室</li> <li>企画部</li> <li>分析室</li> <li>保健室</li> <li>教養室</li> </ul>										
1階	<ul style="list-style-type: none"> <li>市民課</li> <li>市民部</li> <li>総合案内</li> <li>面談コーナー</li> <li>国保課</li> <li>生活福祉課</li> <li>地域福祉課</li> <li>介護福祉課</li> <li>子育て支援課</li> <li>福祉部</li> <li>出納室</li> <li>伊予銀行新居浜市役所出張所</li> </ul>										
地階	<ul style="list-style-type: none"> <li>機械室</li> <li>(休日・夜間受付)</li> <li>宿直警備室</li> <li>売店</li> <li>食堂</li> </ul>										

(車庫棟)



## 2 市 有 財 産

### (1) 土地建物

(26. 3. 31 現在・単位：㎡)

区 分		土地 (地積)	建 物 延 床 面 積			
			木 造	非 木 造	計	
行政財産	本 庁 舎	24,351	186	20,867	21,053	
	その他の 行政機関	( 消 防 ) 施 設	13,724	27	8,551	8,578
		そ の 他 の 施 設	686,322	212	55,754	55,966
	公 共 用 財 産	学 校	497,123	4,404	171,798	176,202
		公 営 住 宅	231,081	5,980	117,647	123,627
		公 園	624,701	156	1,590	1,746
		そ の 他 の 施 設	1,024,124	8,589	112,197	120,786
小 計		3,101,426	19,554	488,404	507,958	
普通財産	山 林	48,021,078	240	30	270	
	普 通 財 産 ・ そ の 他 一 般	336,662	4,326	17,461	21,787	
	工 業 団 地 臨 海 工 業 用 地	10,317	0	0	0	
	小 計	48,368,057	4,566	17,491	22,057	
合 計		51,469,483	24,120	505,895	530,015	

### (2) 物 権

(26. 3. 31 現在・単位:㎡)

区 分	地 積
地 上 権	69,875
借 地 権	189,996
無 償 借 地 権	105,561
合 計	365,432

### (3) 有価証券

(26. 3. 31 現在・単位:千円)

区 分	金 額
株 券	132,292

### (4) 出資による権利

(26. 3. 31 現在・単位:千円)

区 分	金 額
愛 媛 県 海 外 移 住 組 合	3
愛 媛 県 漁 業 信 用 基 金 協 会	3,150
愛 媛 県 農 業 信 用 基 金 協 会	510
(有) 別 子 木 材 セ ン タ ー	34,880
新 居 浜 市 土 地 開 発 公 社	10,000
(社福) 新 居 浜 社 会 福 祉 事 業 協 会	1,000
地 方 公 共 団 体 金 融 機 構	8,206
愛 媛 県 信 用 保 証 協 会	17,903
(公財) 愛 媛 の 森 林 基 金	14,067
(公財) え ひ め 海 づ く り 基 金	13,472
(公財) 新 居 浜 市 文 化 体 育 振 興 事 業 団	50,000
(公財) え ひ め 産 業 振 興 財 団	17,913
(公財) 愛 媛 県 国 際 交 流 協 会	3,789
テ ク ノ ポ リ ス 開 発 機 構	3,135
(公財) え ひ め 東 予 産 業 創 造 セ ン タ ー	375,905
(公財) 愛 媛 県 暴 力 追 放 推 進 セ ン タ ー	11,582
(一財) 愛 媛 県 廃 棄 物 処 理 セ ン タ ー	539
(公財) え ひ め 農 林 漁 業 担 い 手 育 成 公 社	16,834
愛 媛 県 災 害 ボ ラ ン テ ィ ア 支 援 本 部	1,818
(公財) 愛 媛 県 ス ポ ー ツ 振 興 事 業 団	11,624
(公財) 愛 媛 県 文 化 振 興 財 団	3,518
合 計	599,848

(5) 基金 (26.3.31 現在・単位:千円)

区 分	金 額
特 別 奨 学 基 金	32,151
奨 学 資 金 貸 付 基 金	99,578
青 野 記 念 奨 学 基 金	76,021
入 学 準 備 金 貸 付 基 金	2,230
財 政 調 整 基 金	5,729,835
土 地 開 発 基 金	800,073
体 育 施 設 建 設 基 金	692,451
平 尾 墓 園 管 理 基 金	102,633
文 化 振 興 基 金	1,518,840
寺 尾 音 楽 教 育 振 興 基 金	10,000
減 債 基 金	788,798
図 書 館 図 書 整 備 基 金	35,780
地 域 福 祉 基 金	528,242
生 活 文 化 ま ち づ くり 基 金	17,375
国 際 交 流 基 金	40,915
工 藤 交 通 災 害 遺 児 修 学 基 金	10,367
ふ る さ と ・ 水 と 土 保 全 対 策 基 金	10,277
国 民 健 康 保 険 財 政 調 整 基 金	757,243
介 護 給 付 費 準 備 基 金	181,945
浮 川 健 康 づ くり 基 金	50,674
公 共 施 設 整 備 基 金	1,204,422
別 子 山 振 興 基 金	399,356
災 害 対 策 基 金	138,035
こ だ も 夢 未 来 基 金	7,005
合 併 振 興 基 金	1,856,407
あ か が ね 基 金	111,091
環 境 保 全 基 金	62,569
合 計	15,264,313

(債権額含む)

財政調整基金	平成26年5月30日	27,832千円	取崩し
土地開発基金	平成26年5月30日	73千円	取崩し
平尾墓園管理基金	平成26年5月30日	1,136千円	取崩し
減債基金	平成26年5月30日	124,028千円	取崩し
地域福祉基金	平成26年5月30日	18,630千円	取崩し
国際交流基金	平成26年5月30日	1,714千円	取崩し
公共施設整備基金	平成26年5月30日	192,425千円	取崩し
別子山振興基金	平成26年5月30日	8,759千円	取崩し
合併振興基金	平成26年5月30日	5,733千円	取崩し
あかがね基金	平成26年5月30日	1,735千円	取崩し
環境保全基金	平成26年5月30日	4,700千円	取崩し

### 3 債 権 管 理

地方分権改革により国と地方との役割の抜本的な見直しが進められ、さらなる権限の移譲により自治体が主体的にまちづくりを推進することが可能となってきた。この権限を効果的に施策へ反映するためにはそれに見合う財源が必要であり、これまで以上に経費の節減及び市民の公平・公正な負担に基づく自主財源の確保が重要となっている。

このようなことから、本市が保有する債権について一層の適正管理に向けた方針・手法について検討・実施している。

#### (1) 新居浜市債権管理計画

本市が保有する債権の適正な管理と的確な回収に取り組むための基本的な考え方を示しており、この計画に沿って適正な債権管理と的確な債権回収対策に努めることにより、市財政の健全化及び市民の信頼に応える公平、公正な市政運営の推進を図ることを目的としている。

#### (2) 強制徴収債権の滞納整理

税外債権で、市税の徴収と同様に自力執行権のある債権のうち、特に徴収困難な案件について、徴収担当課から債権管理対策室が移管引き受けし、滞納処分(差押)を中心とした債権回収を進めている。

平成26年度は、保育所保育料・国民健康保険料・介護保険料に加え、新たに下水道使用料を引き受け、滞納整理を行う。

#### (3) 非強制徴収債権の滞納整理

自力執行権のない非強制徴収債権のうち、滞納額及び件数の多いことから指定した重点滞納債権について、債権管理対策室が支援して、所管課が訴えの準備が整った債権から順次強制執行等の法的措置を行い、債権回収を進めていく。

移管引受債権の徴収実績

引受年度	区分	項目	引受件数	引受金額 (本料のみ)	徴収金額 (督促手数料・ 延滞金含む)	徴収率	差押件数
22~23		保育所保育料	48件	38,490,410円	22,013,600円	49.74%	29件
		国民健康保険料	12	8,306,350	3,068,383	31.42	6
		計	60	46,796,760	25,081,983	46.49	35
24		保育所保育料	50	16,215,769	16,029,254	75.80	39
		国民健康保険料	10	6,953,908	2,763,048	34.25	5
		介護保険料	20	3,004,200	1,842,800	54.60	11
		後期高齢者医療保険料	3	623,480	268,250	41.69	3
		計	83	26,797,357	20,903,352	61.85	58
25		保育所保育料	30	6,813,485	5,109,773	59.46	19
		国民健康保険料	18	11,493,590	4,771,896	36.90	15
		介護保険料	24	3,912,670	2,016,777	47.07	18
		後期高齢者医療保険料	2	333,594	490,994	100	0
		下水道事業受益者負担金	7	204,000	217,000	84.80	5
		計	81	22,757,339	12,606,440	46.75	57

## 4 契 約

契約の状況

(単位：件、千円)

区分		年度	23	24	25
工事請負契約	市内業者	件数	428	397	380
		金額	3,593,920	6,163,808 ( 2,155,860)	4,716,080 ( 45,252)
	市外業者	件数	45	43 ( 2)	40 ( 1)
		金額	811,723	3,674,035 ( 2,256,240)	1,729,835 ( 45,252)
	小計	件数	473	440 ( 2)	420 ( 1)
		金額	4,405,643	9,837,843 ( 4,412,100)	6,445,915 ( 90,504)
物品購入契約		件数	2,997	2,732	2,741
		金額	265,955	330,389	164,025

注1：( )内件数は共同企業体

注2：( )内金額は出資比率による。

注3：共同企業体の代表者の方に件数を入れる。

注4：工事請負契約は、水道局及び港務局契約分を含む。



# 5 市 税

(1) 税目・税率等

(26.4.1 現在)

税目	区 分 ・ 税 率 等			納税義務者		
個人 市民税	均等割	定額 3,000円		57,134人 (25年度)		
	所得割	6.0%				
法人 市 民 税	均 等 割	資本金等の額を有する法人で資本金等の額が50億円を超えるもののうち、従業者数の合計数が50人を超えるもの	年額 300万円	20社		
		資本金等の額を有する法人で資本金等の額が10億円を超え50億円以下であるもののうち、従業者数の合計数が50人を超えるもの	年額 175万円	9社		
		資本金等の額を有する法人で資本金等の額が10億円を超えるもののうち、従業者数の合計数が50人以下であるもの	年額 41万円	192社		
		資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1億円を超え10億円以下であるもののうち、従業者数の合計数が50人を超えるもの	年額 40万円	20社		
		資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1億円を超え10億円以下であるもののうち、従業者数の合計数が50人以下であるもの	年額 16万円	145社		
		資本金等の額を有する法人で資本金等の額が100万円を超え1億円以下であるもののうち、従業者数の合計数が50人を超えるもの	年額 15万円	40社		
		資本金等の額を有する法人で資本金等の額が100万円を超え1億円以下であるもののうち、従業者数の合計数が50人以下であるもの	年額 13万円	504社		
		資本金等の額を有する法人で資本金等の額が100万円以下であるもののうち、従業者数の合計数が50人を超えるもの	年額 12万円	25社		
		上記以外の法人等	年額 5万円	2,459社		
		合 計		3,414社		
法人 税割		$\frac{14.7}{100}$				
軽 自 動 車 税	原動機付自転車			(課税台数)		
	ア 第1種原付50cc以下	年額	1,000円	11,391台		
	イ 第2種原付(乙)50cc超90cc以下	年額	1,200円	1,558台		
	ウ 第2種原付(甲)90cc超125cc以下	年額	1,600円	1,617台		
	エ ミニカー(3輪以上20cc超50cc以下又は0.25KW超0.6KW以下)	年額	2,500円	96台		
	軽自動車及び小型特殊自動車					
	ア 2輪のもの	年額	2,400円	1,147台		
	イ 3輪のもの	年額	3,100円	1台		
	ウ 4輪以上のもの					
		乗用のもの	営業用	年額	5,500円	6台
			自家用	年額	7,200円	30,154台
		貨物用のもの	営業用	年額	3,000円	170台
			自家用	年額	4,000円	10,696台
エ 農耕作業用自動車	年額	1,600円	97台			
オ ポートトレーラー	年額	2,400円	18台			
カ その他のもの	年額	4,700円	93台			
キ 2輪の小型自動車	年額	4,000円	1,390台			
				計 58,434台		
市たばこ税	1,000本につき5,262円(旧3級品以外) 1,000本につき2,495円(旧3級品)			6社		
入湯税	1人1日について150円			1社		
固定資産税	$\frac{1.4}{100}$ (償却資産含む)			48,320人		
都市計画税	$\frac{0.28}{100}$			34,669人		
特別土地 保有税	取得分 $\frac{3}{100}$ 保有分 $\frac{1.4}{100}$			-		



## (2) 納税義務者数 (課税状況調)

## 市民税

## ア 個人

(25.7.1現在・単位：人)

区分	年	21	22	23	24	25
普通徴収		28,908	15,545	14,465	14,390	14,005
特別徴収(給与)		29,465	30,740	31,265	31,441	31,897
特別徴収(年金)		—	11,040	11,146	11,296	11,181
計		58,373	57,325	56,876	57,127	57,083

## イ 法人

(25.7.1現在・単位：人)

区分	年	21	22	23	24	25
法人均等割納税義務者数		3,381	3,385	3,388	3,427	3,414

## (3) 固定資産概要調書

## ア 土地

(26.4.1現在)

区分	地目	田	畑	宅地	池沼	山林	原野	雑種地	計
地積	評価総地積 (㎡)	8,361,306	6,441,745	24,468,939	27,432	60,695,737	99,112	3,899,761	103,994,032
	法定免税点以上(㎡)	7,472,285	5,134,522	24,300,998	19,526	58,236,150	66,520	3,798,533	99,028,534
決定価格	総額 (千円)	1,589,490	1,677,975	498,590,458	59,910	924,323	3,086	29,903,314	532,748,556
	法定免税点以上(千円)	1,510,527	1,630,187	497,118,322	59,674	884,911	2,062	29,721,267	530,926,950
課税標準額 (千円)		1,257,994	1,199,458	200,366,696	40,925	884,847	1,882	20,419,331	224,171,133
筆数	評価総筆数	13,665	12,569	112,396	33	8,790	212	10,099	157,764
	法定免税点以上	12,003	9,363	110,077	25	6,854	156	8,478	146,956
単位当り価格	平均価格 (円/㎡)	190	260	20,376	2,184	15	31	7,668	5,123
	最高価格 (円/㎡)	44,838	55,971	86,166	20,820	773	9,726	76,988	86,166

## イ 家屋

(26.4.1現在)

区分	総数 (A)	法定免税点未満	法定免税点以上(B)	構成 ( $\frac{B}{A}$ )	
納税義務者 (人)	42,912	4,645	38,267	89.18	
棟数	木造	55,163	5,388	49,775	90.23
	木造以外	20,998	281	20,717	98.66
	計	76,161	5,669	70,492	92.56
床面積 (㎡)	木造	4,673,661	303,269	4,370,392	93.51
	木造以外	4,482,704	5,691	4,477,013	99.87
	計	9,156,365	308,960	8,847,405	96.63
決定価格 (千円)	木造	89,181,243	410,302	88,770,941	99.54
	木造以外	142,823,303	19,878	142,803,425	99.99
	計	232,004,546	430,180	231,574,366	99.81
単位当り価格 (円/㎡)	木造	19,082	1,353	20,312	—
	木造以外	31,861	3,493	31,897	—

ウ 償却資産

(26.4.1 現在)

区 分	決定価格 (千円)	課税標準額 (千円)	課税標準額の内訳		
			課税標準の特例 規定の適用を受 けるもの	左記以外のもの	
市長がし めたもの	構 築 物	34,925,269	34,194,893	291,485	33,903,408
	機 械 及 び 装 置	105,880,909	104,014,972	924,805	103,090,167
	船 舶	2,064,185	1,094,103	970,082	124,021
	車 両 及 び 運 搬 具	591,101	591,101	0	591,101
	工 具 器 具 備 品	13,817,026	13,792,841	18,257	13,774,584
	小 計 (イ)	157,278,490	153,687,910	2,204,629	151,483,281
関 係 法 第 三 九 条	総 務 大 臣	31,991,755	29,989,931		
	県 知 事	62,721	62,721		
	小 計 (ロ)	32,054,476	30,052,652		
合 計 (イ) + (ロ)	189,332,966	183,740,562			

(4) 市税収納状況

ア 過去5カ年度収納状況 (滞納繰越分含む)

(単位：千円)

年 度	調 定 額	収 納 額	収 納 率
21	19,681,439	18,587,636	94.44 %
22	20,074,504	18,972,600	94.51
23	20,023,899	18,952,875	94.65
24	19,523,367	18,557,847	95.05
25	19,726,814	18,902,720	95.82

イ 平成25年度税目別収納状況

(単位：千円)

税 目	調 定 額	収 納 額	収 納 率
市 民 税			
個 人 法 人 小 計	5,867,331	5,614,402	95.69 %
	2,269,828	2,185,902	96.30
	8,137,159	7,800,304	95.86
固 定 資 産 税	9,108,480	8,716,154	95.69
交 付 金	11,856	11,856	100.00
特 別 土 地 保 有 税	9,694	0	0.00
軽 自 動 車 税	299,835	276,531	92.23
市 た ば こ 税	918,704	918,704	100.00
入 湯 税	488	488	100.00
都 市 計 画 税	1,240,598	1,178,683	95.01
総 計	19,726,814	18,902,720	95.82

(5) 納税貯蓄組合

区分	年度	21	22	23	24	25
組 合 数		29	29	27	24	24
課 税 者 数 (人)		1,391	1,391	1,345	1,292	1,292
期 限 内 納 付 額 (千円)		147,672	131,092	129,651	125,845	128,420
市 税 調 定 額 (県 民 税 含 む) (千円)		153,473	136,423	133,619	128,299	129,650
納 付 率 (%)		96.22	96.09	97.03	98.09	99.05

## 6 職 員

### (1) 職員数

(26.4.1 現在・単位：人)

部 局 名	定 数	実 職 員 数				
		事務職	技術職	技能職	教育職	計
市長事務部局	638	397	213	1		611
水道局	45	17	22			39
消防長の事務部局	134	129				129
議会の事務部局	10	9				9
教育委員会の事務部局	45	32	3		6	41
その他の教育機関	64	4	9	28	7	48
選挙管理委員会の事務部局	4	3				3
監査委員の事務部局	3	3				3
農業委員会の事務部局	7	6				6
派遣職員	6	2	1			3
合 計	956	602	248	29	13	892

注1：実職員数には、休職・育児休業職員を含む。

注2：新居浜市職員定数条例（抜粋）

（定数外の職員）

第4条 兼職者及び新居浜市から給与を支給されない職員で次の各号に掲げる職員は、第2条の定数外とする。

- (1) 地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第28条第2項の規定により休職を命じられた職員
- (2) 法第55条の2第1項ただし書の規定により、職員団体の業務に専ら従事する職員
- (3) 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第2条第1項の規定により育児休業をしている職員

### (2) 一般行政職の級別職員数の状況

(26.4.1 現在)

区 分	8 級	7 級	6 級	5 級	4 級	3 級	2 級	1 級	計
代表的な職名	部 長	次 長	課 長 主 幹 技 幹	副課長 専門員係長 専門員主査	係 長  主 査	主 任	上級主事	主 事	
職員数(人)	9	25	54	91	164	78	37	50	508
構成比(%)	1.8	4.9	10.6	17.9	32.3	15.4	7.3	9.8	100.0

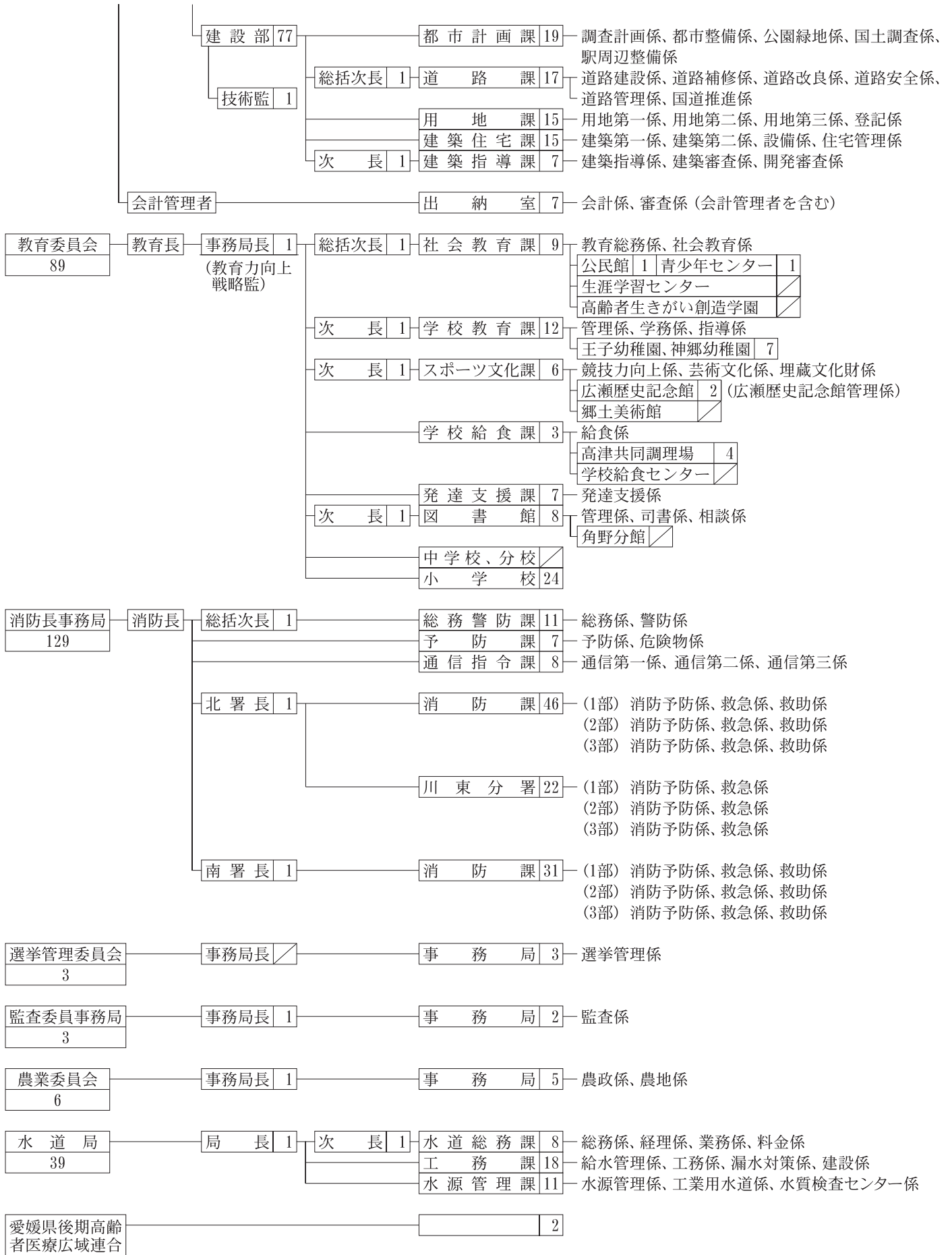
注1：新居浜市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数

注2：再任用職員(短時間は除く。)を含む。

# 7 行政機関と職員数

(26.4.1 現在)

議会 9	事務局長 1	議事課 8	庶務係、議事係、調査係		
市長 612	副市長	企画部 54	次長 1	総合政策課 10	政策調整係、企画統計係、行政改革推進係
				秘書広報課 8	秘書係、広報係、広聴係
				財政課 8	財政調整係、財政情報係
			総括次長 1	情報政策課 6	システム開発係、システム管理係、情報化推進係
				別子銅山文化遺産課 2	文化遺産係
			次長 1	総合文化施設準備室 4	施設管理係、学芸係
				国体推進室 3	企画広報係、競技運営係
				港湾管理課 8	管理係、計画係、建設係
			技術監 1		
		総務部 99		総務課 7	法制係、事務管理係
				人事課 18	人事係、給与係、研修厚生係、健康管理係
			総括次長 1	契約課 5	契約係、工事検査班
				管財課 8	財産係、財産整理係、車両係
			次長 1	市民税課 15	税制係、市民税係、諸税係
				資産税課 21	土地係、家屋係、償却資産係
				収税課 18	納税管理係、収税係
				債権管理対策室 4	債権管理対策係
福祉部 205	(総括) 健康長寿戦略監 1		地域福祉課 14	地域福祉係、障がい福祉係	
			生活福祉課 18	援護第一係、援護第二係	
			介護福祉課 17	介護総務係、事業所指導係、介護保険料係、介護認定係、高齢福祉係	
			地域包括支援センター 6	(介護予防係、包括支援係)	
		次長 1	子育て支援課 13	保育係、子育て支援係、母子児童係	
			清光寮 1	保育園 77	
		次長 1	国保課 23	賦課係、徴収係、給付係、医療費適正化係、後期高齢者医療係	
			保健センター 20	健康推進係、成人保健係、母子保健係、感染症予防係、精神保健係、医療対策係	
			東新学園 12	管理係、指導第一係、指導第二係、指導第三係	
		市民部 55	次長 1	市民活動推進課 5	協働推進係、地域交流係
消費生活センター 2	(消費者行政係)				
防災安全課 7	危機管理係、防災情報係、安全対策係				
総括次長 1	人権擁護課 3			人権擁護係、人権啓発係	
	瀬戸会館			大島教育集会所	
	男女共同参画課 3			男女共同参画係、相談支援係	
	市民課 25			庶務係、窓口係、記録係、住居表示係、国民年金係	
	上部支所 4			市民係	
環境部 62	次長 1	環境保全課 10	環境政策係、環境保全係、衛生係		
			斎場		
		総括次長 1	ごみ減量課 8	ごみ業務係、ごみ減量係、まち美化係	
			環境施設課 3	施設整備係	
			清掃センター 5	(焼却施設管理係、リサイクル施設管理係)	
			最終処分場 1		
			衛生センター 3	(衛生センター管理係)	
			下水道管理課 9	経理係、業務係	
経済部 53	次長 1	産業振興課 7	商工係、企業立地係、労政係		
			工業試験場		
			運輸観光課 15	運輸企画係、観光物産係、渡海船係	
			端出場温泉保養センター	東平記念館	
		(総括) 産業戦略監 1	農林水産課 10	農政係、漁政係、林政係	
			農地整備課 11	管理係、土地改良係、法定外公共物係	
	別子山支所 7	総務係、住民係、厚生係、経済係			
		川東支所 3	市民係		



## 8 給与・報酬及び費用弁償

### (1) 特別職の給料・報酬

(単位：円)

職 名	23. 4 改正 23. 4 適用	24. 4 改正 24. 4 適用	25. 4 改正 25. 4 適用
市 長	992,000	989,000	974,000
副 市 長 ( 総 括 )	809,000	807,000	795,000
副 市 長 ( 特 命 )	709,000	707,000	696,000
監 査 委 員	458,000	457,000	450,000
固 定 資 産 評 価 員	314,300	313,500	313,500
教 育 長	682,000	680,000	670,000
教 育 委 員 会 委 員 長	151,200	150,800	150,800
教 育 委 員 会 委 員	126,400	126,100	126,100
選 挙 管 理 委 員 会 委 員 長	23,000	22,900	22,900
選 挙 管 理 委 員	21,000	20,900	20,900
選 挙 管 理 委 員 補 充 員	14,100	14,100	14,100
監 査 委 員 ( 非 常 勤 )	251,600	250,900	250,900
監 査 委 員 ( 議 会 選 任 )	52,200	52,100	52,100
固 定 資 産 評 価 審 査 委 員 会 委 員	14,100	14,100	14,100
公 平 委 員 会 委 員 長	15,600	15,600	15,600
公 平 委 員 会 委 員	15,600	15,600	15,600
農 業 委 員 会 会 長	62,900	62,700	62,700
農 業 委 員 会 会 長 代 理	49,200	49,100	49,100
農 業 委 員 会 委 員	44,300	44,200	44,200
農 業 委 員 会 部 会 長	49,200	49,100	49,100
選 挙 長	19,900	19,800	19,800
開 票 管 理 者 及 び 投 票 所 の 投 票 管 理 者	18,200	18,200	18,200
開 票 立 会 人、選 挙 立 会 人 及 び 投 票 所 の 投 票 立 会 人	14,100	14,100	14,100
法 令 又 は 条 例 の 規 定 に よ り 出 頭 し た 選 挙 人、 そ の 他 関 係 者	9,000	9,000	9,000
法 令 又 は 条 例 の 規 定 に よ り 公 聴 会 に 参 加 し た 者 の 実 費 弁 償	9,000	9,000	9,000

注：平成21年4月1日に副市長の定数を1人から2人に改正し、副市長(総括)及び副市長(特命)とした。

## (2) 職員給与

## ア 補職別平均給料

(26.4.1 現在)

区分 補職	人員 人	給料 円	勤続年数		年齢		最 高				最 低					
			年	月	歳	月	給料 円	勤続年数		年齢		給料 円	勤続年数		年齢	
								年	月	歳	月		年	月	歳	月
部長相当職	11	457,926	35	6	58	1	460,980	37	1	59	3	453,592	33	1	56	10
次長相当職	30	433,759	34	10	56	6	439,600	32	1	54	0	431,233	32	1	56	6
課長相当職	45	414,625	32	0	54	8	422,600	32	1	54	1	402,372	32	1	56	6
主・技幹相当職	35	409,857	32	0	53	7	416,261	37	1	55	11	402,372	33	1	55	9
副課長相当職	136	395,004	28	2	50	10	400,600	39	1	57	7	379,500	19	1	44	3
係長相当職	174	364,331	21	6	43	10	388,300	40	1	58	0	342,500	14	1	38	0
主査相当職	116	355,609	22	2	43	4	388,300	32	1	52	10	324,600	20	1	38	8
主任相当職	135	289,950	13	4	36	1	354,700	18	1	41	0	258,200	9	1	31	7
主事相当職	175	203,328	4	6	28	6	307,800	30	1	58	2	140,100	0	1	18	4
技能労務職	29	377,383	26	9	52	3	388,300	34	1	58	8	318,700	22	1	40	9
教育職	6	432,471	28	5	52	3	441,382	32	1	55	11	397,612	25	1	47	6
計	892	333,725	19	10	42	6										

## イ 初任給

初級（高校卒）	行政職	140,100円
中級（短大卒）	”	152,800円
上級（大学卒）	”	172,200円

## ウ ラスパイレス指数

年	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25
指数	100.3	101.3	99.8	100.4	101.5	101.6	101.9	101.4	109.2	108.5
									参考値 100.9	参考値 100.3

注1：ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数である。

注2：「参考値」は、国家公務員の時限的な(2年間)給与改定特例法による措置が無いとした場合の値である。

## (3) 旅費

(単位：円)

区分	航空賃	日当 (1日につき)	宿泊料 (1夜につき)		食卓料 (1夜につき)
			甲地方	乙地方	
1. 市長等	実費	1,500	14,800	13,300	3,000
2. 行政職給料表 4級以上の職務にある者	実費	1,300	13,100	11,800	2,600
3. 行政職給料表 3級以下の職務にある者	実費	1,100	10,900	9,800	2,200

- 備考 1. 宿泊料の項中甲地方とは、東京都、大阪市、京都市、名古屋市、神戸市、横浜市及び北九州市の地域をいい、乙地方とは、その他の地域をいう。
2. 航空賃は、北海道若しくは沖縄地区へ旅行する場合若しくは公務の必要又は天災その他やむを得ない事情により、最も経済的な通常の経路又は方法によって旅行しがたい場合であって、旅行命令権者の承認したものに限り支給する。



## 9 職 員 研 修

### 職員研修実施内容（平成25年度）

#### (1) 基本研修

研修名	対象者	研修内容	受講者数	日数	会場・講師等
第1部	25年4月1日付 新規採用職員	市の行政、組織、地方公務員の心構え等市職員としての基礎的知識を習得させ、職場への適応力を養う。	20人	計6日	5階大会議室、33会議室 アビリティセンター(株) 白石香里 庁内講師  フォローアップ研修 コミュニティ防災センター アビリティセンター(株) 白石香里、永井優花  3市合同研修 西条市中興 石鎚ふれあいの里 大保木公民館講堂 (株) トップシステム 森達雄
第2部	採用後1年 経過職員	新居浜市の発展及び産業遺産のルーツに理解を深める。 また、職務を遂行する上に必要な基礎的な知識を体系的に習得させるとともに公務員としての自覚を高める。(施設体験研修を含む)	28人	計5日	産業遺産研修 旧別子ほか  施設体験事前研修 コミュニティ防災センター 特別養護老人ホームふたば荘 白石正  特別養護老人ホーム1日間体験研修 特別養護老人ホームふたば荘ほか3施設  合同研修 5階大会議室 庁内講師
第3部	採用後6年 経過職員	最も成長力のある重要な段階であることを認識させ、効率的な職務遂行能力の向上と積極的な執務態度を養う。(施設体験研修を含む)	11人	計2日	41会議室、イオン新居浜会議室 イオン教育リーダー、庁内講師ほか  23会議室 アットヒューマンコンサルティング 合田準
第4部	主任昇任職員	職務遂行にあたってコミュニケーションの重要性を認識させ高度の行政能力を養うとともに、管理上の原則的な知識を体系的に理解させる。	12人	1日	5階大会議室 まちづくり協働オフィス 吉川貴士 臨床心理士 船戸智寿子 庁内講師
第5部	主査昇任職員	仕事の管理やチームワークの形成などに関する基本を組織的、体系的に習得させる。	28人	1日	5階大会議室 東予産業創造センター 片上政明 臨床心理士 船戸智寿子 庁内講師
第6部	係長昇任職員	管理指導に関する原理、原則などを理解させ、指導能力、職務遂行能力を養い、円滑な行政運営のリーダーを育成する。また、人事考課者となるため、その基本を習得する。	19人	2日	コミュニティ防災センター (一社)日本経営協会 阪口武
第7部	副課長昇任職員	職務管理執行の補佐として必要な知識、技能を習得させ、多角的な行政対応能力及び管理能力を養う。	14人	1日	5階大会議室 アットヒューマンコンサルティング 合田準
第8部	課長、主幹、 技幹昇任職員	総合的な視野に立って行政目的を効率的に達成するために必要な管理能力の向上を図る。	11人	1日	5階大会議室 アットヒューマンコンサルティング 合田準

## (2) 特別研修

研 修 名	対 象 者	受講者数	日数	会 場 ・ 講 師 等
特別研修 「自治大学校 e-ラーニング研修」	希望職員	17 <sup>人</sup>	1 <sup>日</sup>	庁内LAN接続パソコン
特別研修 「臨時・非常勤職員研修」	窓口担当及び市民対応の 多い臨時・非常勤職員	45	2	5階大会議室 庁内講師
市長ミーティング	係長級職員	164	3 <sup>日</sup> (8班)	市長応接室
特別研修 「土木技術職員研修」	希望職員 (土木技術職員)	119	6	コミュニティ防災センター、5階大 会議室、国領川河川敷(測量実習)、 市民体育館 NPO愛媛県建設技術支援センター講師
特別研修 「スキルアップ研修(選択研修)」	希望職員(主事級及び 一部主任級職員)	79	7	53会議室、5階大会議室 庁内講師
特別研修 「ワーク・ライフ・バランス研修」	平成24年度以前の研修未 受講職員ほか	24	1	5階大会議室 NPO法人ファザーリングジャパン 安藤哲也
OA研修 情報セキュリティ(e-ラーニング) 個人情報保護一般コース	新規採用職員	18	—	庁内LAN接続パソコン
OA研修 情報セキュリティ(e-ラーニング) 情報セキュリティ一般コース	全職員(4年間に分けて 実施)第4年度	43	—	庁内LAN接続パソコン
特別研修 「企業に学ぶ—住友化学㈱編—」	希望職員(管理職)	41	2	住友化学㈱愛媛工場 住友化学㈱愛媛工場 杉崎総務部長ほか
特別研修 「業務改善能力開発研修」	希望職員	20	4	コミュニティ防災センター (有)エヌ・アール・シー 杜隆史
特別研修 「情報セキュリティ等職場研修」	全職員	全職員	1	各職場
特別研修セミナー 「ビジネスセミナー～サウジアラ ビアへの企業進出の可能性～」	希望職員	40	1	リーガロイヤルホテル新居浜 サウジアラビア王国大使館 アブドゥルアジーズ トルキスター 二ほか
特別研修 「協働事業市民提案事業意見交換会」	希望職員	7	1	コミュニティ防災センター まちづくり協働オフィス
特別研修 「原子時計とその応用(にいほま6:30 倶楽部特別講演会)」	希望職員	4	1	新居浜商工会館 新居浜工業高等専門学校 電子制御工学科 福田京也
特別研修 「ゲートキーパー研修」	総務部・福祉部・市民部 職員・希望職員	311	2	コミュニティ防災センター、市民文 化センター NPO法人こころ塾 村松つね
特別研修 「幹部職員産業遺産研修」	特別職、部長級職員	15	2	別子銅山記念館、東平、銅山峰、 旧別子
特別研修 「新・財務会計システム研修(第1部)」	希望職員	133	2 (6班)	5階大会議室 株式会社BSNアイネット研修担当
特別研修 「新・財務会計システム研修(第2部)」	希望職員	212	4 (6班)	5階大会議室 株式会社BSNアイネット研修担当
特別研修 「人事考課(評価者対象)研修」	係長以上の全職員及び筆 頭主任保育士(主査)	416	3	コミュニティ防災センター、5階大 会議室 (一社)日本経営協会 中村寛
特別研修 「協働について考える研修会」	希望職員	24	1	コミュニティ防災センター NPO法人都岐沙羅パートナーズセ ンター 斎藤主税
特別研修 「表現力を高めるために～演劇の 手法を使って～」	希望職員	24	1	5階大会議室 山本清文
特別研修 「文化行政研修」	希望職員	24	1	コミュニティ防災センター 三重大学 教育学部長 藤田達生

研 修 名	対 象 者	受講者数	日数	会 場 ・ 講 師 等
特別研修 「法制執務実践セミナー」	希望職員	2人	1日	ひめぎんホール(松山市) 株ぎょうせい クリエイティブ事業部法制ソフト課 法制執務研修専任講師
特別研修 「市町村アカデミーeラーニング」	希望職員	41	—	庁内LAN接続パソコン

### (3) 人権・同和研修

研 修 名	対 象 者	受講者数	日数	会 場 ・ 講 師 等
地区別人権・同和教育懇談会庁内 事前研修	全職員	582人	4日 (11班)	コミュニティ防災センター、 別子山支所
地区別人権・同和教育懇談会	全職員	670	6月～ 8月	各校区内公民館、自治会館ほか
人権・同和教育主催者養成研修	主催者	38	1	コミュニティ防災センター
人権クロスミーティング	主査、副課長昇任職員	34	1	5階大会議室
人権講演会	全職員	1,000	2 (3班)	市民文化センター中ホール 愛媛県人権教育協議会 岡省吾
人権・同和教育職場研修	全職員	全職員	1月～ 2月	各職場

### (4) 市町村アカデミー

研 修 名	対 象 者	受講者数	日数	派 遣 先
固定資産税課税事務(家屋)	庁内人選	1人	11日	千葉市
法令実務A	庁内人選	1	4	千葉市
使用料等の滞納債権の回収強化	庁内人選	1	5	千葉市
政策企画	庁内人選	1	9	千葉市
管理職のための税徴収マネジメント	庁内人選	1	3	千葉市
固定資産税課税事務(土地)	庁内人選	1	11	千葉市
自治体財政運営	庁内人選	1	11	千葉市
法令実務B	庁内人選	1	11	千葉市
市町村税徴収事務	庁内人選	1	11	千葉市
住民との協働によるまちづくり	庁内人選	1	5	千葉市
管理職防災特別講座	庁内人選	1	3	千葉市
住民税課税事務	庁内人選	1	11	千葉市
文化・芸術の活用による地域づくり	庁内人選	1	5	千葉市
広報・広聴	庁内人選	1	11	千葉市
観光戦略と地域ブランド	庁内人選	1	9	千葉市
住民と行政の協働	庁内人選	1	9	千葉市
議会事務	庁内人選	1	9	千葉市

研 修 名	対 象 者	受講者数	日数	派 遣 先
管理職が進める自治体経営改革	庁内人選	1 <sup>人</sup>	5 <sup>日</sup>	千葉市
入札契約制度改革セミナー	庁内人選	1	2	千葉市
地域保健と住民の健康増進	庁内人選	1	9	千葉市
防災と危機管理	庁内人選	1	9	千葉市

(5) 国際文化アカデミー

研 修 名	対 象 者	受講者数	日数	派 遣 先
自治体財政入門	庁内人選	1 <sup>人</sup>	3 <sup>日</sup>	大津市
空き家対策からまちづくりを考える	庁内人選	1	3	大津市
市町村の経済波及効果と経済構造の分析	庁内人選	1	3	大津市
人事評価制度とその運用の実際	庁内人選	1	4	大津市
農林水産業の六次産業化を考える	庁内人選	1	3	大津市
子育てに困難を抱える人への支援	庁内人選	1	3	大津市
行政評価の活用と展開	庁内人選	1	3	大津市
不当要求への対応	庁内人選	1	3	大津市
非木造家屋の評価実務	庁内人選	1	5	大津市
地域医療の再生	庁内人選	1	3	大津市
女性リーダーのためのマネジメント研修	庁内人選	1	5	大津市
障害のある人への自立支援	庁内人選	1	5	大津市
地域におけるこころの健康づくり	庁内人選	1	3	大津市

(6) 愛媛県研修所

研 修 名	対 象 者	受講者数	日数	派 遣 先
市町課長級研修(第34期)	庁内人選	1 <sup>人</sup>	2 <sup>日</sup>	松山市
市町村係長研修(第66期)	庁内人選	2	4	松山市
市町村係長研修(第67期)	庁内人選	1	4	松山市
市町村中堅職員研修(第7期)	庁内人選	1	4	松山市
市町村中堅職員研修(第8期)	庁内人選	1	4	松山市
市町村中堅職員研修(第9期)	庁内人選	1	4	松山市
市町村中堅職員研修(第10期)	庁内人選	2	4	松山市
民法講座	庁内人選	2	2	松山市
文章力向上講座	庁内人選	3	2	松山市
広報とマスコミ対応講座	庁内人選	1	2	松山市
プレゼンテーション講座	庁内人選	1	2	松山市

研 修 名	対 象 者	受講者数	日数	派 遣 先
政策法務講座	庁内人選	1 <sup>人</sup>	2 <sup>日</sup>	松山市
地方自治法講座	庁内人選	2	2	松山市
行政法講座	庁内人選	3	2	松山市
営業力向上講座	庁内人選	1	2	松山市
ロジカルシンキング講座	庁内人選	1	2	松山市
折衝力・交渉力講座	庁内人選	2	2	松山市
ファシリテーション講座	庁内人選	2	2	松山市
政策形成講座	庁内人選	1	3	松山市
法制執務講座	庁内人選	2	2	松山市
自治体法務検定(政策法務)受検コース	庁内人選	1	1	松山市
マネジメント能力講座	庁内人選	1	2	松山市
政策立案講座	庁内人選	1	3	松山市
問題解決基礎講座	庁内人選	1	2	松山市
意思決定能力講座	庁内人選	1	2	松山市
メンタルヘルス講座	庁内人選	3	2	松山市
危機管理(地震災害対策)講座	庁内人選	3	2	松山市
土木職員技術研修(前期)	庁内人選	2	3	松山市
土木職員技術研修(後期)	庁内人選	2	3	松山市

#### (7) 消 防

研 修 名	対 象 者	受講者数	日数	派 遣 先
愛媛県消防学校「初任教育」	担当者	2 <sup>人</sup>	178 <sup>日</sup>	松山市
愛媛県消防学校「救助科」	担当者	1	39	松山市
愛媛県消防学校「救急科」	担当者	4	60	松山市
愛媛県消防学校「警防科」	担当者	1	12	松山市
愛媛県消防学校「新救助技術講習」	担当者	2	4	松山市
愛媛県消防学校「初級幹部科」	担当者	1	12	松山市
愛媛県消防学校「緊急消防援助隊研修」	担当者	3	1	松山市
愛媛県消防学校「惨事ストレス研修」	担当者	3	1	松山市
愛媛県消防学校「予防査察科」	担当者	1	11	松山市
愛媛県消防学校「火災調査科」	担当者	1	12	松山市
救急救命士養成研修	担当者	1	192	北九州市
消防大学校(救急科)	担当者	1	31	北九州市

## (8) 自治大学校

研 修 名	対 象 者	受講者数	日数	派 遣 先
自治大学(第2部課程)	庁内人選	1 <sup>人</sup>	71 <sup>日</sup>	東京

## (9) 全国建設研修センター

研 修 名	対 象 者	受講者数	日数	派 遣 先
舗装技術	担当者	1 <sup>人</sup>	4 <sup>日</sup>	小平市
下水道(管路)管理	担当者	1	4	小平市
建築工事監理	担当者	1	6	小平市
コンクリート構造物の維持管理・補修	担当者	1	3	小平市

## (10) 日本下水道事業団

研 修 名	対 象 者	受講者数	日数	派 遣 先
工事監督管理コース 工事管理Ⅱ	担当者	1 <sup>人</sup>	13 <sup>日</sup>	戸田市
維持管理コース 管きよの維持管理	担当者	1	12	戸田市

## (11) 四国地方整備局

研 修 名	対 象 者	受講者数	日数	派 遣 先
道路技術(橋梁保全)点検技術コース	担当者	1 <sup>人</sup>	5 <sup>日</sup>	高松市
道路技術(橋梁保全)診断技術コース	担当者	1	5	高松市

## (12) 日本経営協会

研 修 名	対 象 者	受講者数	日数	派 遣 先
新任担当者のための秘書実務	担当者	1 <sup>人</sup>	2 <sup>日</sup>	大阪市
職員採用における課題とその解決策	担当者	1	1	徳島市
人事評価制度基礎講座	担当者	1	2	福岡市

## (13) 日本広報協会

研 修 名	対 象 者	受講者数	日数	派 遣 先
広報基礎講座 京都セミナー2013	担当者	1 <sup>人</sup>	2 <sup>日</sup>	京都市

## (14) 日本環境衛生センター

研 修 名	対 象 者	受講者数	日数	派 遣 先
ごみ処理施設コース(基礎・管理課程)	担当者	1 <sup>人</sup>	11 <sup>日</sup>	大野城市

## (15) NPO関連研修

研 修 名	対 象 者	受講者数	日数	派 遣 先
三重県新しい公共支援事業フォーラムほか	担当者	1 <sup>人</sup>	2 <sup>日</sup>	津市

## (16) 計量研修センター

研 修 名	対 象 者	受講者数	日数	派 遣 先
第2回 短期計量教習	担当者	1 <sup>人</sup>	27 <sup>日</sup>	つくば市

## (17) 愛媛県派遣

研 修 名	対 象 者	受講者数	日数	派 遣 先
愛媛県派遣	庁内人選	6 <sup>人</sup>	365 <sup>日</sup>	愛媛県

## (18) 人権教育

研 修 名	対 象 者	受講者数	日数	派 遣 先
全国人権・同和教育研究大会	庁内人選	1 <sup>人</sup>	2 <sup>日</sup>	徳島市

## (19) 議会関係

研 修 名	対 象 者	受講者数	日数	派 遣 先
企画総務委員会所管事務調査同行	担当者	1 <sup>人</sup>	4 <sup>日</sup>	釧路市ほか
福祉教育委員会所管事務調査同行	担当者	1	4	秋田市ほか
市民経済委員会所管事務調査同行	担当者	1	4	北上市ほか
環境建設委員会所管事務調査同行	担当者	1	4	深川市ほか
議会運営委員会所管事務調査同行	担当者	1	4	十和田市ほか
産業・観光振興対策特別委員会付議事件調査同行	担当者	1	3	舞鶴市ほか
災害対策特別委員会付議事件調査同行	担当者	1	3	可児市ほか
都市基盤・道路網整備促進特別委員会付議事件調査同行	担当者	1	3	千葉市ほか

## (20) その他

研 修 名	対 象 者	受講者数	日数	派 遣 先
自治体交流会「ぶんぶん in 明石」	担当者	1 <sup>人</sup>	1 <sup>日</sup>	明石市
平成25年度ブロック別徴収事務研修	担当者	1	2	岡山市
幼稚園等新規採用教員研修 本庁研修	担当者	1	2	松山市
幼稚園等新規採用教員研修 第2回 園外研修	担当者	1	1	四国中央市
幼稚園等新規採用教員研修 第1回 センター研修	担当者	1	2	松山市
幼稚園等新規採用教員研修 第2回 センター研修	担当者	1	3	松山市
幼稚園等新規採用教員研修 第3回 センター研修	担当者	1	1	松山市
幼稚園等新規採用教員研修 第4回 センター研修	担当者	1	1	松山市

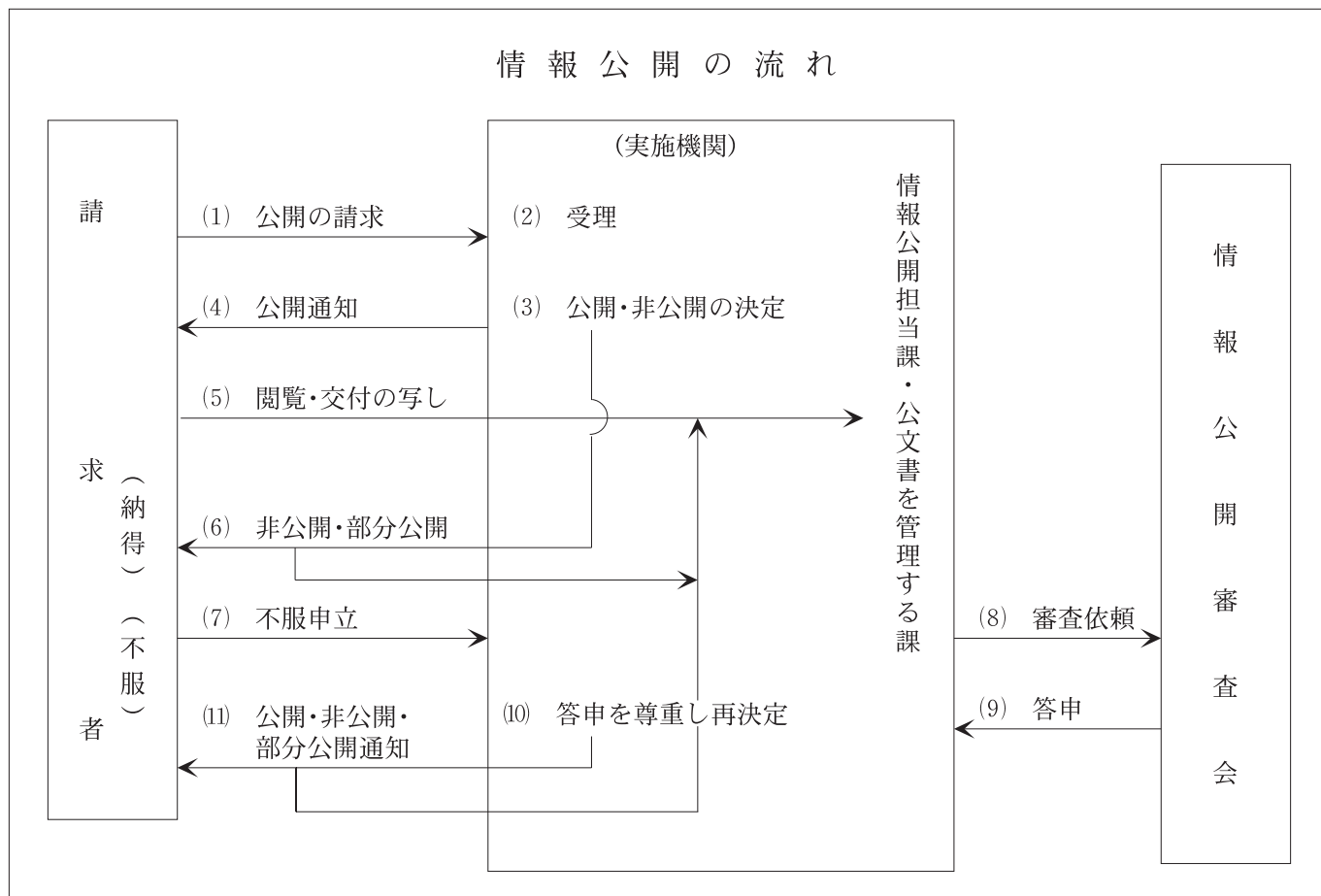


# 10 情報公開制度

「情報公開制度」は、市民の市政に対する理解を深め、公正で開かれた市政を推進するために、市が持っている行政情報(公文書)を広く公開・提供するもので、

平成19年度に新居浜市情報公開条例の全部改正を行い、平成20年1月1日から施行している。

## (1) 情報公開の請求から公開までの手続き



## (2) 不服申立て

非公開の決定に不服があるときは、決定のあった日の翌日から60日以内に、市に対して、行政不服審査法による不服申立てができる。

この場合、市では、公正な判断を行うため学識経験者で組織する「新居浜市情報公開審査会」に審査を依頼し、その意見を尊重して公開するかどうかを再決定することになる。

## (3) 情報公開制度の運用状況

新しい新居浜市情報公開条例では、資料(公文書)について、誰でも情報公開請求ができることとしている。

表(1) 公文書公開請求の実施機関別件数と処理状況

年度 実施機関 処理状況	24		25	
	市長	その他の機関	市長	その他の機関
公開	6	1	10	3
部分公開	12	2	21	4
非公開	0	0	1	0
不存	1	0	0	0
在				
不服申立	0	0	0	0
取下げ	0	0	0	0
合計	19	3	32	7

注：実施機関とは、市長（水道局を含む）、消防長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、公平委員会、固定資産評価審査委員会、議会のことをいう。

## 11 個人情報保護制度

「個人情報保護制度」は、プライバシーの保護等個人の権利利益を保護するため、市における個人情報の収集、利用、管理等、個人情報の適正な取扱いを定めるとともに、自己情報の開示、訂正又は利用停止の権利を保障するもので、平成19年度に新居浜市個人情報保護条例の全部改正を行い、平成20年1月1日から施行している。

### (1) 対象情報及び個人情報取扱事務の届出

個人に関する情報が対象となり、電算処理情報に限らず、手作業による処理情報を含む全ての個人情報を対象とする。市で個人情報を取り扱う事務については、届出制とし、市長が一元管理し、届出された個人情報取扱事務は、行政資料室において一般の閲覧に供している。

### (2) 個人情報の収集

個人情報の収集は、本人からの収集を原則としている。ただし、本人の同意があるとき、法令等の規定に基づくとき又は出版、報道等により公にされているときなどは例外とする。また、思想信条等の要注意情報については、行政事務執行上や

むを得ない場合を除き、収集しないことにしている。

### (3) 個人情報の利用及び提供

個人情報は、個人情報取扱事務の目的内で利用又は提供することを原則としている。目的外に利用又は提供する場合は、本人の同意があるとき、法令等の規定に基づくとき又は緊急かつやむを得ないときなどに限る。

### (4) 自己情報の開示の請求及び訂正又は利用停止の請求

市が保有している個人情報は、本人に限り自己に係る個人情報の開示及び訂正、利用停止の請求ができる。

### (5) 不服申立て

個人情報の開示、訂正又は利用停止の請求に対する決定に不服があるときは、行政不服審査法による不服申立てができる。

この場合、公正な判断を行うため、不服申立ての審査や個人情報保護制度の重要な事項に対して審議するため学識経験者で組織する「新居浜市個人情報保護審議会」に審査を依頼し、その答申を尊重して再決定することになる。

### (6) 個人情報保護制度の運用状況

情報公開制度の運用状況とともに市政だよりで毎年1回公表している。平成25年度実施機関における個人情報取扱事務件数は、532件である。

表(1) 自己に係る個人情報請求の実施機関別件数と処理状況

申請 (申出)区分 実施機関	24		25	
	市長	その他の機関	市長	その他の機関
開示	1	0	2	0
部分開示	1	0	3	0
不開示	0	0	0	0
不存	1	0	0	0
在				
取下げ	0	0	0	0
不服申立	0	0	0	0
合計	3	0	5	0